

相続ってどう準備 すればいいの？

第9回

来るべき相続への準備 ー遺言書の書き方②ー

2024.3.14


小川FP・行政書士事務所

あいちライフサイクルマネー

小川 佳宏


遺言書をお父さんに書いてほしいけど。

さてと、お父さんに遺言を書いてもらうのは納得してくれたのだけど、でも何となく、プレッシャーなのかな。書かないとトラブルになるってお役立ち情報（相続）3で言ってたわよね。




そうね。家族からそんなこと言われると、もう俺もそういう年かと男の人は思うのかしらね。でも、一度、書いておいて、トラブルを未然に防ぐのと、自分が納得いくように財産を継いでもらうことができるように事前準備しておくことがやはり大切じゃないかしら。

まあ、そう理解してくれたかなとは思うけどね。



でも、遺言書の形式は前も言ったけど、民法という法律で形式が決まっているので、その形式に合わないと無効になってしまうので、注意が必要よ。

そうね、それは理解したけど、全部、”自筆”証書っていうくらいだから、自筆証書遺言は全部自筆で書く必要があるんでしょ。



ちょっと前までは全部、自筆で書いて捺印が必要だったわ。でも2020年から7月から近くの法務局で保管する制度が始まったのよ。これ利用すると本文だけは自筆で書かなければいけないけど、附表なんかはワープロで書いて、各ページに署名、捺印したりするだけでいいのよ。だいぶハードルが下がった感じよ。



遺言書をお父さんに書いてほしいけど。

じゃ、便利になったのね。うちのお父さんはまだぴんぴんしているけど、本当に80とか90の方が利用するには本文だけとは言え、ハードル高いわね。

そうね、だから比較的若いうちから一度、書いておくのがお勧めなの。でもね、一番大事なのは相続する人が誰で、何がどこにどれくらいあって、誰にどのように分けるかを後々のトラブルにならないように決めておくことよ。

分け方とかコツがあるのかしら。

その人ごとに事情が違うので何とも言えないけど法定相続分という考え方があるのよ。必ずしもその通りに分ける必要はないけど、少ない相続分しかない相続人から、ちょっと待った！と遺留分の侵害額請求されるかもね。

遺留分の侵害額請求って何？ やっぱり、お父さんには難しそうだわ。どうしよう。

そういう時のために、行政書士など専門家を活用すればいいのよ。少し費用はかかるけど、トラブルを避けながら、時間を節約して、無効にならない遺言書を作成できるわよ。



遺言書をお父さんに書いてほしいけど。

そうね。折角、書いても無効になったら意味ないわよね。



そうよ、自筆証書だと開封しないで、裁判所に持って行って検認という手続も必要よ。



ああ面倒ね。やっぱり公正証書にしてもらおうかな。



そうね。そもそも世の中で遺言書を書く人は統計の取り方にもよるけど、10人に1人くらいって言われていて、そのうち、公正証書にする人が圧倒的に多いみたい。



じゃ、ますます公正証書ね。



手番もあるので、事前に行政書士などの専門家に連絡してね。そこできっちりと内容を決めてから公証役場に言ってね。専門家と一緒にね。

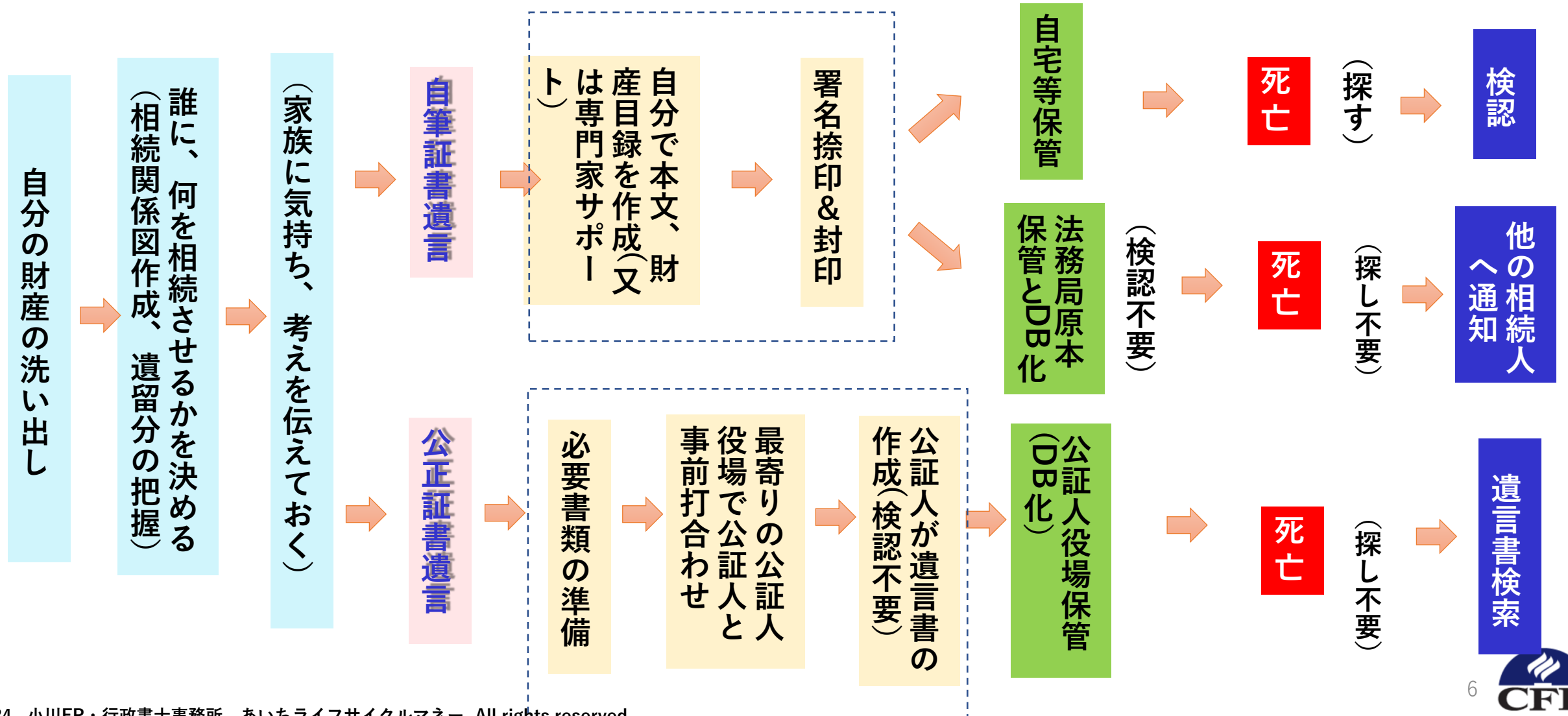


本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 遺言の内容や、自筆証書か公正証書かの形式は専門家である行政書士などに相談してから決めましょう。
- ✓ 自筆証書遺言で法務局での保管制度を利用するのが安くできますが内容面での相談はありませんので、事前に行政書士などに相談しておきましょう。
- ✓ 最もお勧めなのが少し費用はかかりますが、公正証書にしておくことです。公正証書にする場合でも、事前に行政書士などに相談して内容を決めてから公証役場に行くことになります。

遺言書作成フロー

自筆証遺言書、公正証書遺言で作成のフローが異なります。お勧めは公正証書遺言です。



自筆遺言書の定型の形式

争族を避けるには、あらかじめご本人の考えを相続人（家族）に伝えておくことが重要です。

遺言書(本文)

遺言者が遺言する旨

相続、遺贈する財産

・現預金

・土地、建物

・有価証券

・金

・動産

・その他一切の財産

債務の承継

祭祀の主宰者の指定

相続人の廃除

隠し子の認知

保険金受取人の変更

遺言執行者の指定

付言事項

被相続人の住所

氏名、日付け

印鑑

全て自筆で作成が必要

遺言書（財産目録）

別紙1 XX銀行預金

(又は、現預金の割合で指定)

別紙2 XX自宅建物

別紙3 XX自宅土地

別紙4 賃貸マンション

別紙5 XX有価証券

別紙6 XX自動車

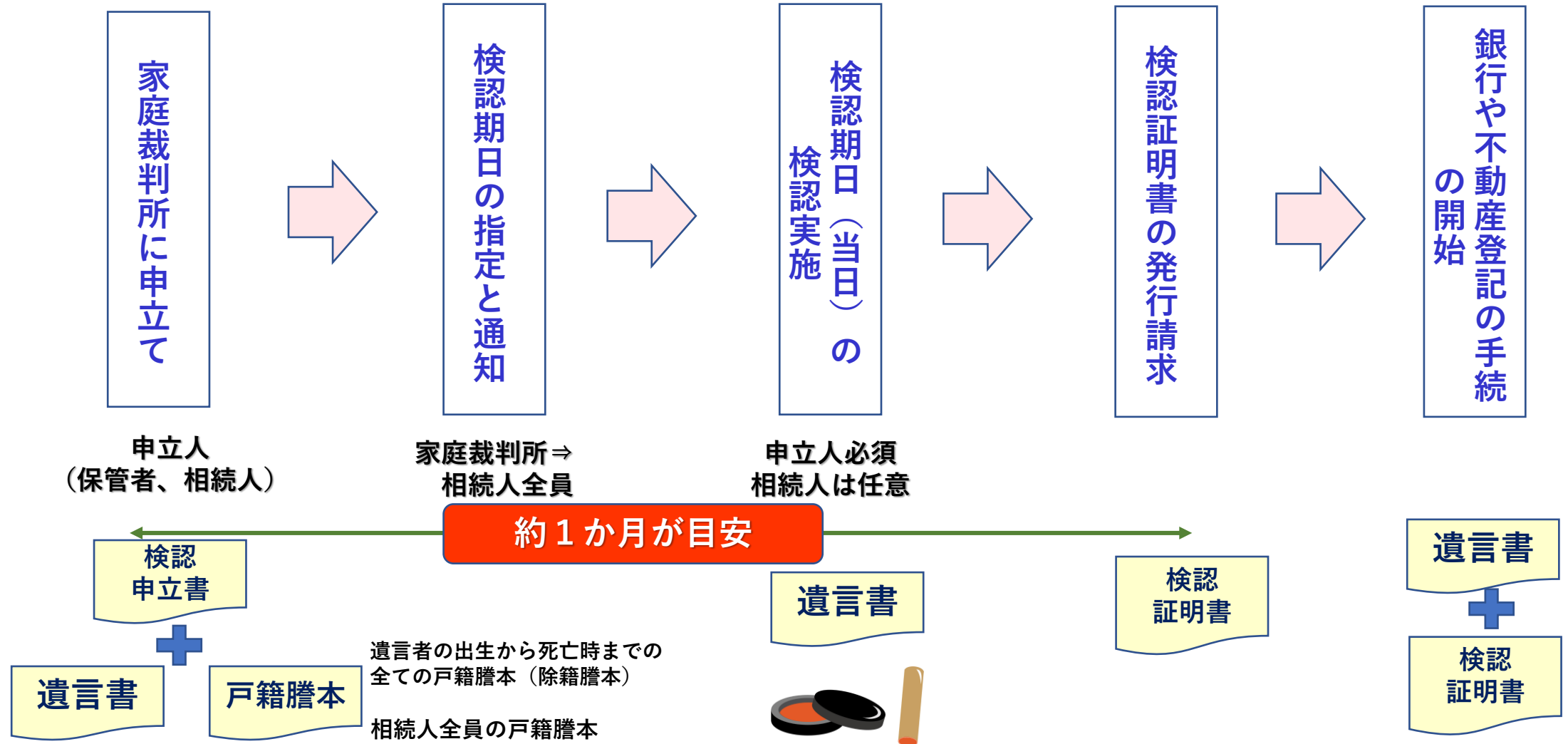
別紙7 XX金



パソコン、登記簿、代筆、通帳コピー
+各ページに署名押印が必要です
(2019年1月13日から)

自筆遺言証書 ～検認の流れ～

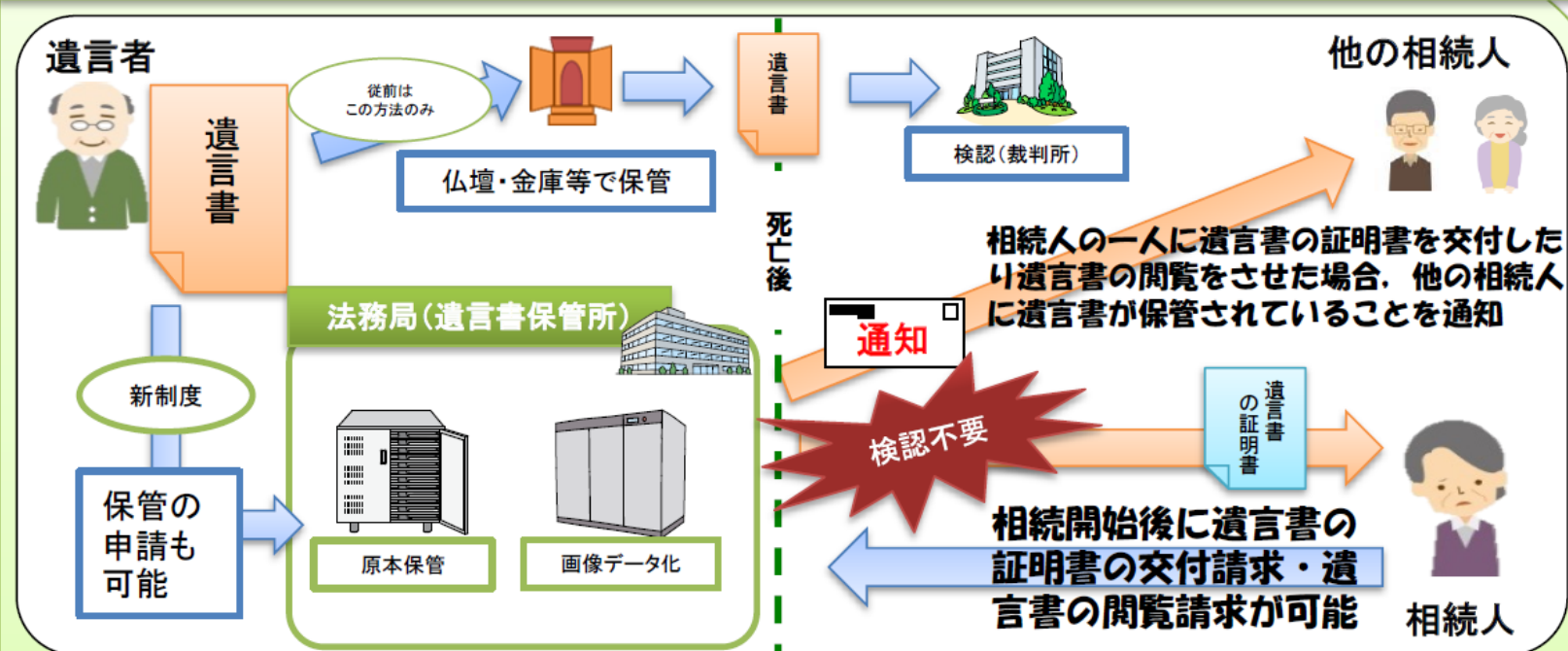
1か月ほどかかるので、遅滞なく手続が必要です。(放棄は3か月、申告期限の10か月の期限リスク)



民法改正 ～法務局での保管～

2020年7月10日から施行され、保管申請件数は増加している。

○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



効果

遺言書の紛失や隠匿等の防止
遺言書の存在の把握が容易

出所：法務省HP

- ・遺言者の最終意思の実現
- ・相続手続の円滑化



◆保管申請は遺言書を事前に作成して、**遺言者本人**が法務局で申請します。
保管手数料(3900円) 必要。

◆遺言の内容の相談はできません。

◆**様式のチェック** (本文自筆、日付、押印) は行ってくれます。

◆生前は本人のみ電子データで閲覧できます。

◆相続開始後、相続人等に**証明書の交付**があります。その他の相続人等に**保管の通知**がされます。

公正証書遺言書 ～作成のプロセス～

あらかじめ、行政書士やFP、司法書士、弁護士意思確認や必要書類の収取等、専門家と事前打ち合わせをしておくのがスムーズです。

遺言者の本人確認

本人の印鑑証明、実印、戸籍謄本（3か月以内）

相続人の確認

相続人の戸籍謄本（本人との関係の確認で3か月以内）

相続人以外へ遺贈

受贈者の住民票（3か月以内）

不動産を相続（遺贈）する場合

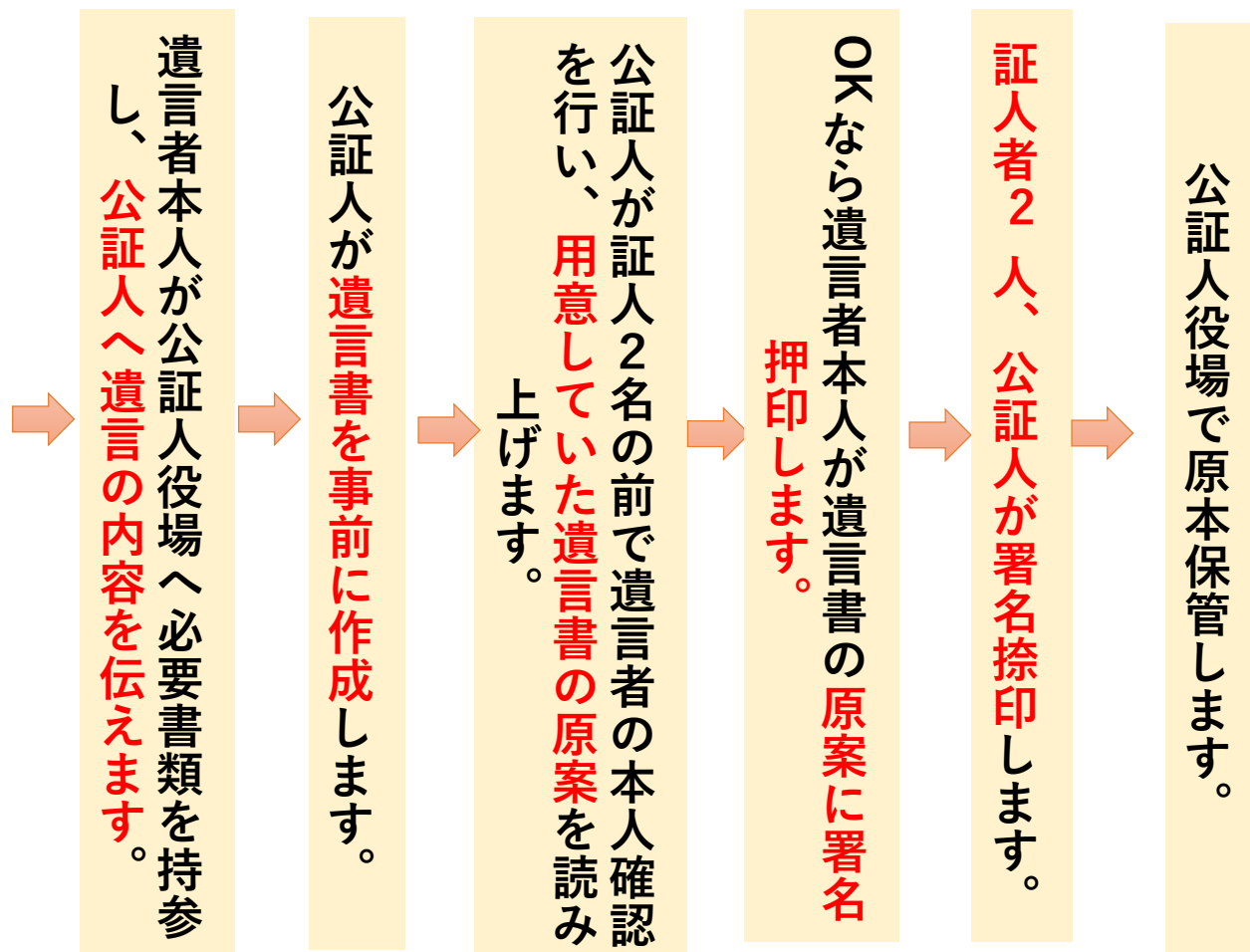
登記事項証明書、固定資産税評価証明書、
納税通知書の課税明細書

現預金、有価証券を相続（遺贈）する場合

通帳コピーや銀行、証券会社の残高証明

証人2名（相続人はなれず公証役場に依頼できる）

住民票、認印、免許証等



◆公証人は相続対策や相続トラブル防止の提案・アドバイスはしてくれませんので、事前に行政書士に相談して遺言内容を決めてから公証役場に行きます。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー